

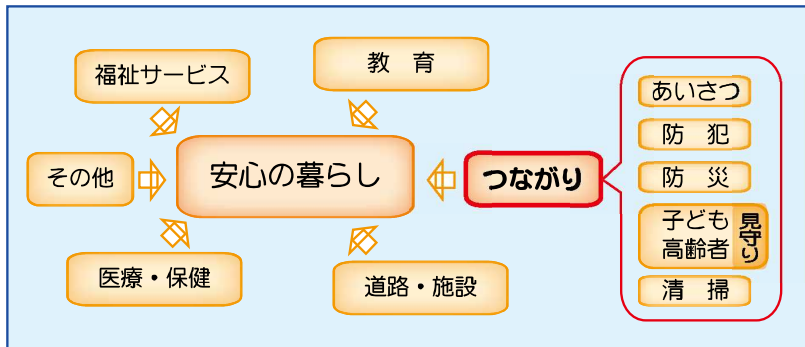
第三次南風原町地域福祉推進計画
(第三次南風原町地域福祉計画・第六次南風原町地域福祉活動計画)
策定資料

【計画策定の概要について】

■ 地域のつながりとは・・・隣近所の「つながり」や「支え合い」

「つながり」・「支え合い」とは、例えば…

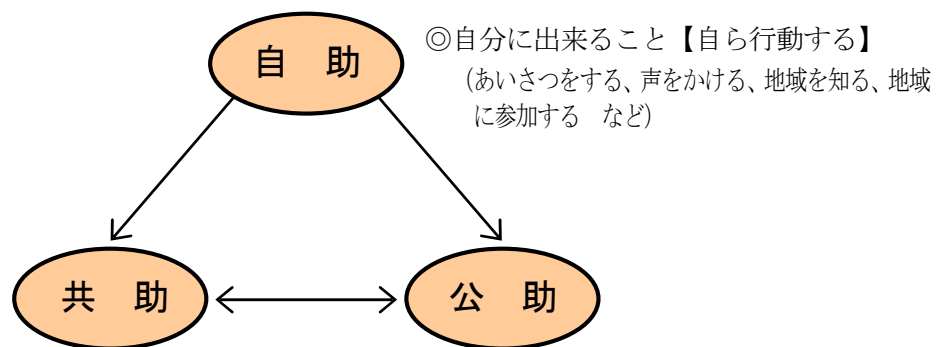
- ・ひとり暮らし高齢者の見守りや声かけ
- ・災害時の助け合い、自力では避難できない人の支援
- ・防犯のため地域の見回り、不審者がいたらみんなに知らせる
- ・地域清掃や行事などをとおして、つながりを深め、お互いを把握する など



地域で安心して暮らすためには、「つながり」も大切！

1. 隣近所など身近な地域での「支え合い・つながり」を広げる。
2. 町は住民が安心して暮らせるように「支援をする」。

「自分たちに出来ること」、「町が支援すること」の役割を示し、みんなで安心して暮らせる地域を作っていこうというものです。



◎地域で出来ること【支え合い】
 (交流、見守り・安否確認活動、防犯の見回り
 自主防災組織、近隣で困っている人への支援
 など)

◎町に出来ること【行政等の支援】
 (福祉サービスの給付、制度の利用支援、法制度等
 の情報提供、地域団体の活動支援 など)

■ 地域福祉計画について

(1) 地域福祉計画の策定について

- 現代の地域社会では、かつてのような近所づきあいや地域のつながりが希薄化している中で、世帯構成や生活様式の変化などを背景として「社会的孤立」が大きな課題となっています。地域のつながりの薄い“孤立”からは、高齢者の孤独死、子育て世帯の孤立、貧困の拡大、虐待などの大きな問題につながるケースもあります。また近年は「ひきこもり」「8050問題」「ヤングケアラー」といった新たな課題も健在化しており、法制度や行政サービスはもとより、地域のつながりによる支え合い・助け合いながら暮らしていく「我が事・丸ごと」の「地域共生社会の実現」が求められています。
- 地域福祉は、行政による「安心して暮らすための基盤整備推進」以上に、住民の「つながり」に対する「関心」、「意識」、「行動」が重要です。地域で安心して暮らすためには「つながり」が大切であり、必要であることを広め、町民が「地域の福祉力」となってもらえるように図ることが目的の一つです。
- また、一人ひとりの困り事や困難事例に目を向けると、課題は世帯の中で複雑に絡み合っている場合が多く、縦割りの支援ではなく、様々な部署や関係機関、地域が横断的・包括的にかかわって対応することが必要となっています。（包括的支援、重層的支援）
- 策定では、上記のような状況を踏まえ、また、SDGsの観点に基づき、「地域共生社会の実現」と「誰一人取り残さない地域社会づくり」を目指した計画策定をしていきます。

地域共生社会とは

●制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、お互いに支えたり支え合ったりする「共に生きる」地域社会のこと

「我が事・丸ごと」

我が事

他人の困り事も「我が事」として受け止め、地域支え合いに参画すること。

丸ごと

「縦割り」での支援ではなく、分野を超えて世帯を「丸ごと」支援していく、つながりのある体制のこと。

地域共生社会の実現
誰一人取り残さない地域社会づくり

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「受け手」「受け手」を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保険の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

地域丸ごとつながりの強化

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

- 平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正
- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
 - ◆共生型サービスの創設 など
- 平成30(2018)年：
- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
 - ◆生活困窮者自立支援制度の強化

- 平成31(2019)年以降：
- ◆更なる制度見直し
- 2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

(2) 策定で留意する点

①国の法制度や指針・通知、県計画を踏まえる

- 地域福祉計画の策定にあたっては、地域共生社会の実現を目指した改正社会福祉法に基づくとともに、国からの過去の通知、策定ガイドラインを踏まえ、地域の実情や特性を考慮して策定を行います。
- 国では、平成28年に「我が事・丸ごと」の理念による「地域共生社会の実現」、「包括的な支援体制」、この点に留意して策定を行います。

策定で踏まえること

社会福祉法

国からの通知

策定ガイドライン

「包括的支援体制」と「重層的支援」

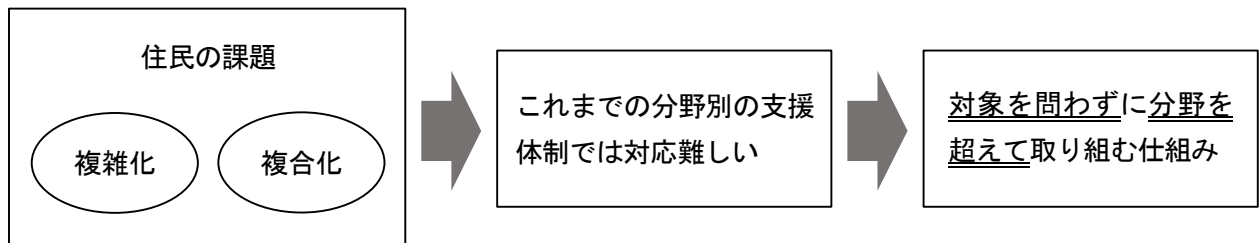
包括的支援体制とは

一人ひとりの困り事や困難事例に目を向けると、課題は世帯の中で複雑に絡み合っている場合が多く、縦割りのな支援ではなく、様々な部署や関係機関、地域が横断的にかかわって対応する体制。

重層的支援とは

対象者の属性を超えて事業や多機関協働で取り組み、制度の狭間のニーズに対応すること。(事業では、新しく「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」も盛り込まれた)

例) 子どもの学習支援：貧困家庭の子どものほかに、不登校児も受け入れるなど



【地域共生社会の実現に向けた社会福祉法や関連する法制度改正】

①「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正する法律」（平成29年5月）

※地域共生社会の実現に向けた改革。介護保険事業計画では生活支援体制整備事業等の実施による地域支え合いの取り組みが進められた。

②「社会福祉法の改正」（平成30年4月）

※「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として追加。
※地域福祉計画が福祉分野の上位計画と位置付けられ、策定が努力義務化。

③「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和3年4月）

※地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「重層的支援体制整備事業」を創設。（1.断らない相談支援 2.参加支援 3.地域づくりに向けた支援）

【国からの過去の通知】

①「計画策定指針の在り方について」（平成14年4月1日付通知より）

→平成29年12月12日社援1212第2号により廃止

②「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」

（要援護者の把握や見守り等に関する事項／平成19年8月10日付）

③「高齢者等の孤立の防止について」

（高齢者の孤立防止や所在不明問題を踏まえた取り組み内容とすること／平成22年8月13日付）

④「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」

（生活困窮者の把握や自立支援に関する事項／平成26年3月27日付）

⑤「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」

（社会福祉法の改正や包括的な支援体制の整備、地域福祉計画策定ガイドライン／平成29年12月15日付）

○県では「沖縄県地域福祉支援計画」を令和4年3月に策定しており、基本理念に「地域住民等がともに支えあい、地域の一員として生きがいを持ちながら心豊かに暮らせる、誰一人取り残すことのない優しい社会の実現」を掲げるとともに、「安心して暮らせる地域づくり」、「地域福祉を支える担い手づくり」、「暮らしを支える福祉基盤づくり」、「市町村における体制づくりへの支援」を基本方向として、地域支えあいの推進や福祉セーフティネットの充実、包括的な支援体制の構築に対する支援などを計画に盛り込んでいます。本計画は、この計画との整合性も図り策定します。

【地域福祉計画に盛り込むべき事項】

※他計画に記載されている場合はその記載を以て地域福祉計画の一部とみなすことができる。

1. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
(以下は、共通して取り組むべき事項の例) ア) 様々な課題を抱える者の就労や活動の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携 (まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等) イ) 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項 ウ) 制度の狭間の課題への対応のあり方 エ) 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制 オ) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 カ) 居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方 キ) 就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方 ク) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方 ケ) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方 コ) 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援のあり方 サ) 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援のあり方 シ) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用 ス) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理 セ) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進 ソ) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制 タ) 全庁的な体制整備
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
ア) 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 イ) 支援が必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ウ) サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保 エ) 利用者の権利擁護 オ) 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
・ (例) 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 ・ (例) 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進

4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア) 地域住民、ボランティア団体、NPO等の活動への支援
- イ) 住民等による問題関心の共有化の動機づけと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ) 地域福祉を推進する人材の養成

5. 包括的な支援体制の整備に関する事項

ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

- ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ウ) 地域住民等に対する研修の実施

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

- ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
- イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
- ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
- エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

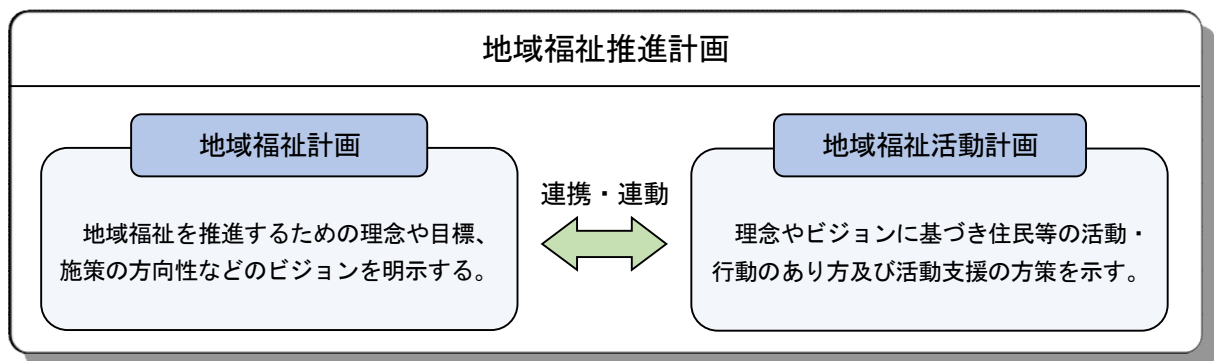
ウ 多機関の協働による市町村に置ける包括的な相談支援体制の構築

- ア) 支援関係機関によるチーム支援
- イ) 協働の中核を担う機能
- ウ) 支援に関する協議及び検討の場
- エ) 支援を必要とする者の早期把握
- オ) 地域住民等との連携

②町社会福祉協議会の地域福祉活動計画と「一体的」に策定

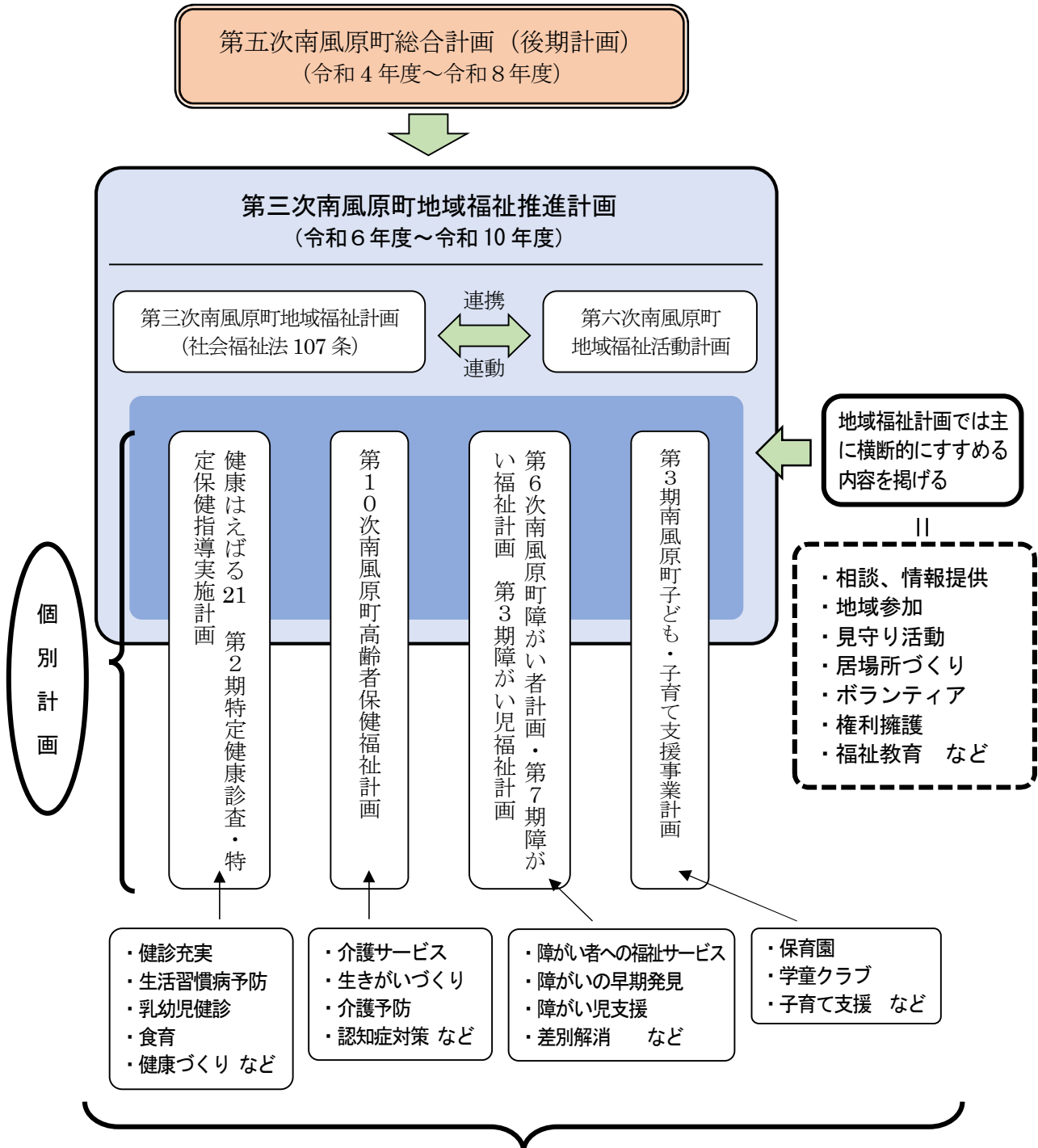
- 「地域福祉計画」は、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための行政計画であり、住民参加によって策定する計画です。
- 「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として、相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。
- 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに住民等の参加を得て、地域福祉の推進を目指すものであり、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題や地域の支え合いの仕組みづくりなどの内容を共有します。また、それぞれの計画の実現を支援するための施策を盛り込むなど、相互に連携・補完し合う関係にあります。（地域福祉を推進する車の両輪のような関係にある）
- このため、本町における地域福祉の推進を図る上で、住民参加の促進と総合的かつ効果的な施策を推進していくには、行政レベルの施策と民間レベルの活動・行動がより密接に連動した取り組みが重要であることから、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。
- また、両計画を一体的に策定した計画の名称を「地域福祉推進計画」とします。
- 一体的策定における両計画の関係について、「地域福祉計画」では地域福祉を推進するための理念やビジョンを明示し、それを実行するための地域住民等の活動・行動のあり方及び活動等への支援のあり方を示すのが「地域福祉活動計画」となります。

○地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



(3) 計画の位置づけ

- 本計画は、「第五次南風原町総合計画（後期計画）」を上位計画とし、総合計画における基本構想に即した、地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示す計画です。
- 本計画は、高齢者、障がい者、児童、健康づくり及びその他関連する個別計画の施策を、円滑かつ効果的に推進していくための共通基盤の整備や福祉サービスの質的向上、公私協働のシステムづくりなど、包括的な支援を推進するための計画です。そのため、これらの計画との連携を図り、整合性を保ちます。



個別計画の内容（例）

(4) 今回の策定で盛り込むべきこと

①「地域共生社会の実現」の推進の視点

- 平成30年4月の社会福祉法改正により、社会福祉法第106条の3第2項の規定で、市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針が告示され、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、地域を共に創っていく「地域共生社会の実現」の推進が示されました。
- 町の第2次計画においても、基本目標1の中で「住民同士の“絆(つながり)”づくり（地域共生社会の実現）」として、助け合う地域づくりの推進を掲げています。
- 今回の策定においては、「地域共生社会の実現」のための取組について一層の充実を図るため、町民への啓発広報のほか、年齢、性別、国籍、障害の有無、などと問わず、皆が共に生きる「多様性」を重視した啓発等について掲げる必要があります。

②誰一人取り残さない地域社会づくりの視点

- 世界的に取組が進められているSDGs（持続可能な開発目標）では、「誰一人取り残さない」を理念としています。地域福祉においても、「誰一人取り残さない地域社会づくり」の視点が重要であり、これまで町が行ってきた生活困窮世帯への支援、子どもの孤立対策、虐待防止のほか、医療的ケア児支援、ヤングケアラーへの支援、8050問題への対応など、施策の強化が必要です。

③「こども家庭センター」の設置に関連すること

- 国では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づく「こども家庭庁設置法」等により、令和5年度から、「こども家庭庁」を創設し、こども政策全般の取りまとめや強化を推進するところです。
- この動向により、各市町村でも新たな取組が求められる中で、特に「こども家庭センター」の設置が必要となっています。本町では既に、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う体制づくりを進めていますが、今回の策定では、「こども家庭センター」設置等、新しい取組について、「南風原町子ども・子育て支援事業計画」の上位計画として、方向性を掲げる必要があります。

【こども家庭センターについて(参考)】

○「こども家庭センター」は、現在の「子育て世代包括支援センター」と、「子ども家庭総合支援拠点」の2つの機能を併せ持つセンターとなる予定。これまで、2つの機関で情報が十分に共有されず、支援が届かない事例が指摘されていたため、こども家庭庁の創設の中で、これらの組織を統合して体制強化することで、支援が必要な家庭により届きやすい体制整備を目指す。

- ①家族の介護や世話を日常的に担う「ヤングケアラー」や虐待、貧困、若年妊娠など、問題を抱える家庭に対する支援
- ②子どもが家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所づくりの支援
- ③保護者が育児の負担を軽減する目的で利用する一時預かり施設の紹介
- ④虐待の疑いがある家庭について児童相談所に伝える

(5) 計画の期間

○本計画の期間は令和6年度(2024年度)を初年度とし、令和10年度(2028年度)を目標年度とする5ヵ年計画で策定します。

○計画の期間

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第三次南風原町 地域福祉推進計画						
						

(6) 第2次計画(現計画)の概要

①基本理念

ちむぐくるで笑顔あふれる 福祉のまち南風原

●南風原町では...

全国的に自治会の加入率が低下し、地域のつながりが希薄していると言われていた中、南風原町の自治会加入率は44.8%(H29)で、5年前の53.2%より減少しています。この背景には区画整備によるアパート世帯(若い世代)の急増があり、日頃仕事や子育てで忙しい子育て世代を中心とした自治会活動・地域活動への不参加傾向が大きく影響しています。

●地域の「つながり」への意識は...

住民へのアンケート調査を見ると、地域活動への参加率が3割程度にとどまっている反面、地域の支え合いに期待することとして「災害時の助け合い」や「地域の見回りなど防犯」を挙げる声が半数程度あり、地域での「つながり」を必要と感じている人が少なくないことがわかります。

●地域の「支え合い」に安心し、笑顔に...

地域住民の支え合いによる防災・防犯対策や地域の見守り活動・声かけなどは、行政による支援では手の届かない小地域の困りごとにとって不可欠です。こういった住民のつながりが、地域生活に安心感を与え、支えられる人が笑顔になるのはもちろんのこと、支える側の笑顔にもつながります。

●そして、次代への「つながり」...

地域に暮らす住民同士が、他人の困りごとを「我が事」と思い、ちむぐくるの心を大切にする人が増えていくことで、南風原町内に「ちむぐくる」の精神が当たり前のこととして浸透し、支え合いの輪が、若い世代や子育てで忙しい世代を含めたすべての世代、さらに、次代を担う子どもたちにもつながり、笑顔あふれる福祉のまちとなることを目指します。

■「ちむぐくる」とは

沖縄の方言で「人の心に宿る、より深い思い」を指すと言われていますが、人によって解釈が多少異なります。本計画では、「思いやり、優しさ、助け合いの精神、他者の苦しみを共有することのできる心」などを表す言葉として使います。

②基本目標

- ・計画では、以下の3つの目標を掲げ、地域福祉の向上を目指します。

基本目標1：共に支え合えるまちづくり

小地域における住民支え合いが広がっていくように、一人ひとりの福祉意識を高めるほか、地域福祉の取り組みを支えていく体制づくりが必要となります。

字・自治会を中心とした地域福祉への住民参加の仕組みづくりを進めるとともに、福祉意識の高揚、ボランティア活動の推進、関係団体の活動を支援するなど住民による地域福祉活動の一層の推進に取り組み、共に生きるまち、「共生社会の実現」を目指します。

基本目標2：自分らしく自立して暮らせるまちづくり

尊厳を保ち、いつまでも自分らしく自立した生活を送ることは、誰もが望むものです。そのためには必要な人に必要な支援が届くことが重要となります。

支援を必要とする人が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、自らサービスを選択できるよう保健・福祉・医療等に関する情報提供の充実を図ります。また、利用者本位のサービス利用となるよう、サービスの量的整備や質の向上などの取り組みを進めるほか、生活困窮世帯等への支援、子どもの孤立対策、権利擁護等の充実に取り組みます。

さらに、包括的支援の視点に立ち、支援が縦割りのサービス提供にとどまらず、横断的につながり、多面的に対応できる体制構築を目指します。

基本目標3：安全・安心な人にやさしいまちづくり

地域で安心していつまでも暮らし続けていくには、地域の生活環境を整えていく必要があります。住民アンケートでは地域防災や地域防犯が地域の安心した生活のために必要という声も多くあります。こういった面での地域のつながりや組織の強化、支援体制の構築を図ります。

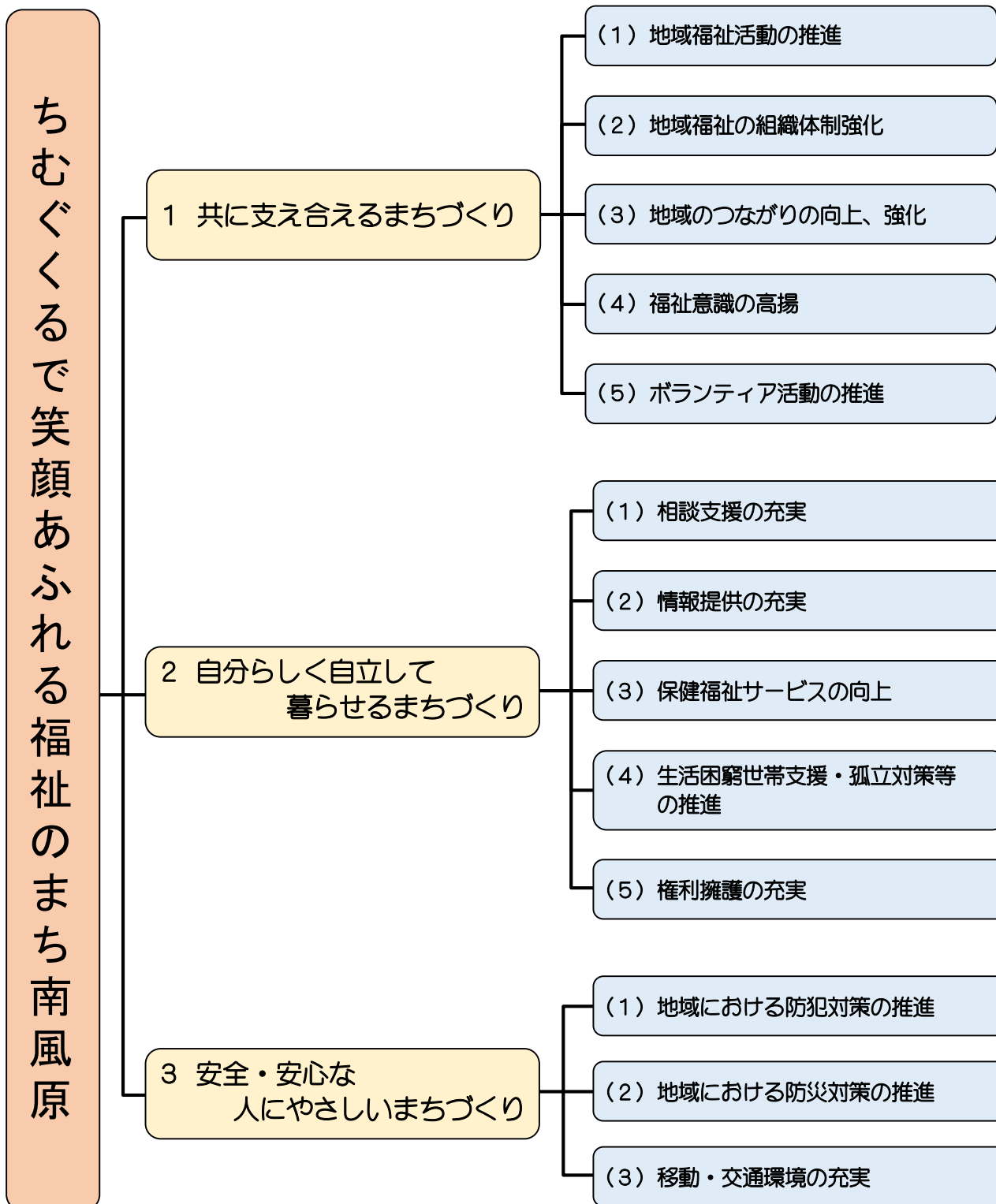
また、現代の車社会において、高齢者や障がい者、学生など移動・交通手段で支援を必要とする人への対策も推進します。

③施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策



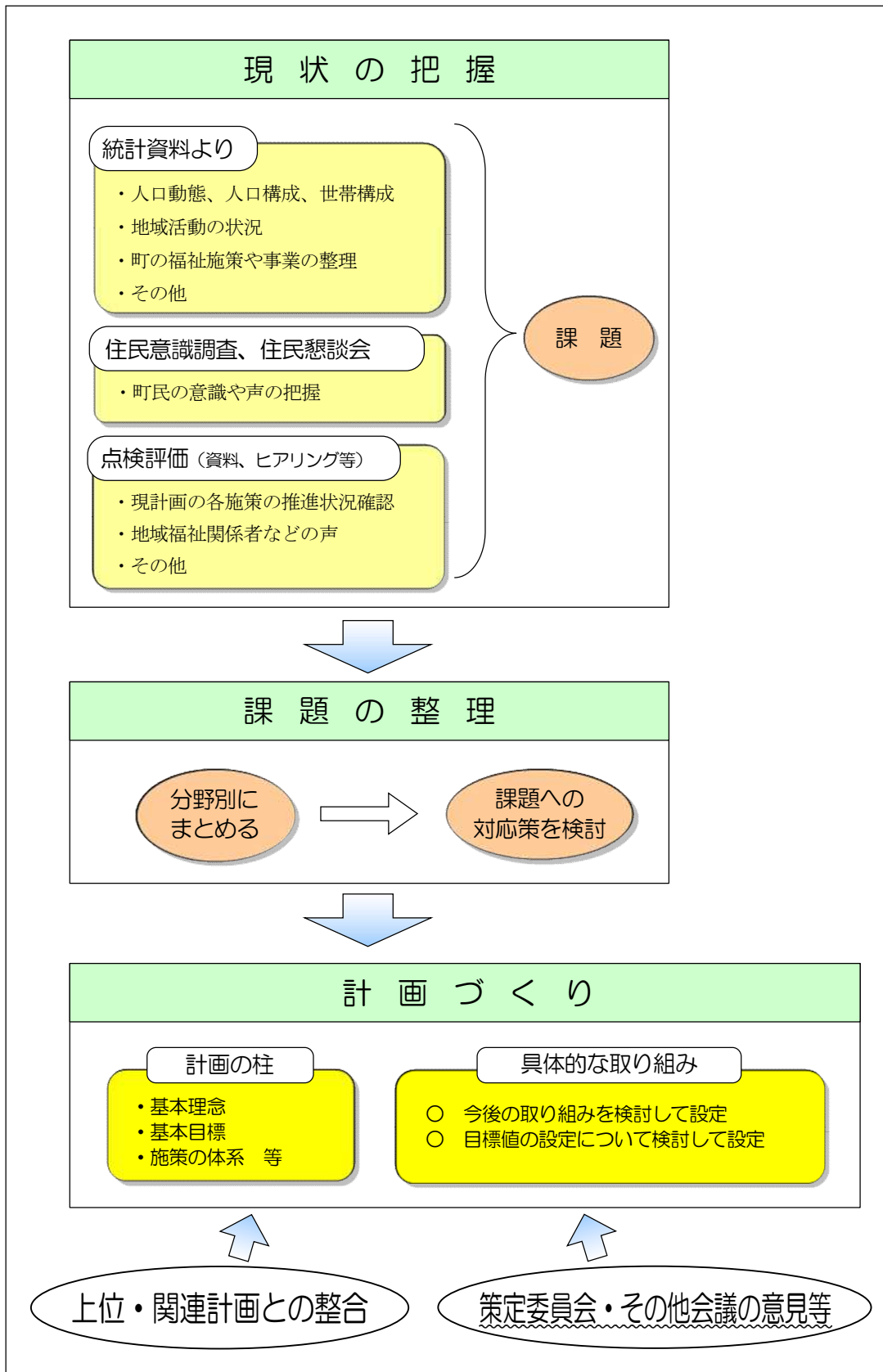
【施策体系の詳細】

<町の取り組み>	<社協の取り組み>
基本目標 1 共に支え合えるまちづくり	
(1) 地域福祉活動の推進	
<p>①地域福祉活動への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 自治会情報や地域福祉活動の情報提供 イ) 福祉に関する「学びの場」の提供 <p>②地域福祉活動を担う各種団体の活動支援</p> <p>③友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援</p> <p>④民生委員・児童委員の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 民生委員・児童委員の活動支援 イ) 民生委員・児童委員の住民への周知 ウ) 民生委員・児童委員の定数確保 <p>⑤活動を担う人材の確保支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 福祉協力員の確保支援 イ) まちづくりサポーターの確保支援 <p>⑥町内企業や社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進</p>	<p>①地域福祉活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 地域福祉活動の広報による情報提供 イ) まちづくりサポーターの確保・活動支援 ウ) 友愛訪問や見守りネットワーク活動の推進 <p>②地域づくりに関する情報共有の場づくり</p> <p>③福祉団体の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 福祉団体の活動支援 イ) 福祉団体の加入促進 <p>④民生委員・児童委員の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 民生委員・児童委員の活動支援 イ) 民生委員・児童委員の確保 <p>⑤町内企業への地域福祉活動参加への呼びかけ</p> <p>⑥町内社会福祉法人が行う地域公益事業への連携と支援</p>
(2) 地域福祉の組織体制強化	
<p>①自治会組織体制の強化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 自治会組織への支援 イ) リーダーの育成 ウ) 「地域づくり推進委員会」への支援・協力 <p>②小地域福祉ネットワークの組織化・強化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 小地域福祉ネットワークの取り組み支援 イ) 小地域福祉ネットワークの組織化促進 ウ) 小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等 <p>③コミュニティソーシャルワーカーの体制の充実支援</p> <p>④地域課題を解決する仕組みの充実強化</p>	<p>①支え合い・助け合う地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 「地域づくり推進委員会」の設置推進 イ) 福祉協力員の確保・育成 <p>②小地域福祉ネットワークの組織化及び強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 小地域福祉ネットワーク活動への支援 イ) 小地域福祉ネットワークの組織化推進 ウ) 小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等 <p>③コミュニティソーシャルワーカーの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) コミュニティソーシャルワーカーの継続的配置・資質向上 イ) 個別支援、地域支援の実施による地域支援の強化 ウ) 生活支援コーディネーターとの連携 <p>④地域課題を解決する仕組みの充実強化</p>
(3) 地域のつながりの向上、強化	
<p>①交流やつながりの機会づくり推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 交流機会の提供 イ) 友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援（再掲） ウ) 居場所づくりの推進 <p>②住民主体の活動による交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 住民主体の活動の支援 イ) 交流・活動場所の確保 <p>③住民同士の“絆(つながり)”づくり（地域共生社会の実現）</p>	<p>①地域活動の活性化支援</p> <p>②居場所づくりの推進</p> <p>③住民同士の“絆(つながり)”づくり（地域共生社会の実現）</p>
(4) 福祉意識の高揚	
<p>①児童生徒への福祉教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 学校と地域住民等の連携による福祉教育の充実 イ) 「福祉教育連絡会」の開催 ウ) 「福祉教育実践報告会」の開催 エ) 教職員への福祉教育の機会確保 <p>②地域住民への福祉意識啓発の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 福祉意識の啓発広報活動 イ) イベント機会等を活用した福祉意識啓発 ウ) 各種週間や月間の趣旨の周知啓発強化 エ) 福祉に関する「学びの場」の提供（再掲） 	<p>①児童生徒への福祉教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 福祉教育推進校の指定と福祉教育の推進 イ) 「福祉教育連絡会」の開催 ウ) 福祉教育実践報告の充実 エ) 福祉教育研究会の開催 <p>②住民の福祉意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 福祉意識の啓発広報活動 イ) 地域共生社会についてあり方を検討する機会の確保
(5) ボランティア活動の推進	
<p>①ボランティアへの参加促進</p> <p>②ボランティアセンターの機能充実・支援</p> <p>③ボランティア活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 「学校支援ボランティア」の参加推進 	<p>①ボランティア活動の情報発信</p> <p>②ボランティア同士の交流、仲間づくりの推進</p> <p>③ボランティアセンターの機能強化</p> <p>④ボランティアの養成、人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) ボランティア養成講座の開催 イ) 10代のボランティア研修会 <p>⑤ボランティア団体と企業、NPOとの連携</p>

<町の取り組み>	<社協の取り組み>
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり	
(1) 相談支援の充実	
<p>①相談支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 窓口対応力の充実 イ) 相談担当者の資質向上 ウ) 電話やメール等による相談の実施 エ) 訪問相談の実施 <p>②包括的な相談支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 包括的な相談の場(窓口)の推進 イ) 支援を必要とする住民を相談につなぐ体制づくり推進 ウ) 多機関の協働による包括的な相談支援体制 <p>③相談窓口の周知と利用促進</p>	<p>①福祉総合相談事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 福祉総合相談室の充実 イ) 福祉総合相談室の周知広報 <p>②地域課題の把握とアウトリーチによる相談支援の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 地域活動における相談支援の充実・強化 イ) コミュニティソーシャルワーカーの活動における相談支援の充実・強化 ウ) 民生委員・児童委員と連携した地域相談支援の充実 <p>③包括的な相談支援体制づくりに向けた関係機関の連携強化</p> <p>④住民相互支援体制の充実</p>
(2) 情報提供の充実	
<p>①情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 既存の情報提供の充実 イ) 新たな情報提供手段の検討 <p>②関係機関・団体や地域への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 関係機関・団体等への行政情報の発信 イ) 出前講座の実施 <p>③相談窓口間の連携</p> <p>④情報のバリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) ホームページの利用しやすさの向上 イ) 声の広報の充実 <p>⑤広報紙配布率の向上</p>	<p>①情報提供の充実</p>
(3) 保健福祉サービスの向上	
<p>①各種保健福祉サービスの充実</p> <p>②インフォーマルサービスへの支援</p> <p>③包括的なサービス提供の体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 介護保険制度における「地域包括ケアシステム」の深化・推進 イ) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築 ウ) 子どもや子育て家庭等を包括的に支援する体制の構築 <p>④利用手続きの簡素化・わかりやすさの推進</p> <p>⑤サービスの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) サービス従事者の資質向上 イ) 苦情解決体制の充実 ウ) サービスの評価の充実 	<p>①包括的な高齢者福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 高齢者の在宅生活を支える福祉サービスの充実 イ) 包括的なサービス提供の推進 <p>②福祉サービスの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 利用者満足度の把握 イ) 研修等による資質向上 ウ) 苦情解決体制の充実 <p>③介護保険事業及び障害福祉サービスの充実</p> <p>④インフォーマルサービスへの支援</p>
(4) 生活困窮世帯支援・孤立対策等の推進	
<p>①生活保護制度の適正実施</p> <p>②低所得者への支援の推進</p> <p>③生活困窮世帯への自立支援の推進</p> <p>④子どもの孤立(貧困)対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 「子ども元気ROOM」の充実 イ) 児童館を活用した居場所づくり ウ) 「家庭訪問型子育て支援事業」の実施検討 エ) 就学支援認定者への学習支援の推進 <p>⑤自殺予防対策の推進</p>	<p>①低所得世帯に対する支援</p> <p>②生活困窮者の自立支援の推進</p> <p>③子ども等貧困対策支援事業の推進</p>
(5) 権利擁護の充実	
<p>①権利擁護のための制度等の利用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 成年後見制度の周知・広報、利用促進 イ) 成年後見制度利用支援事業 ウ) 日常生活自立支援事業、金銭管理支援事業等の周知広報 <p>②権利擁護に係る体制・ネットワークづくり推進</p> <p>③「地域共生社会」についての啓発、広報の推進</p> <p>④虐待等防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 虐待やDV等の防止及び早期発見・早期対応に関する地域への啓発広報 イ) 南風原町要保護児童等対策推進協議会による対応充実 ウ) 「子ども家庭総合支援拠点」による子どもの虐待対策の強化 	<p>①金銭管理等日常生活の支援</p> <p>②日常生活自立支援事業の実施</p> <p>③法人成年後見の実施検討</p> <p>④地域共生社会についての啓発・広報の推進</p>

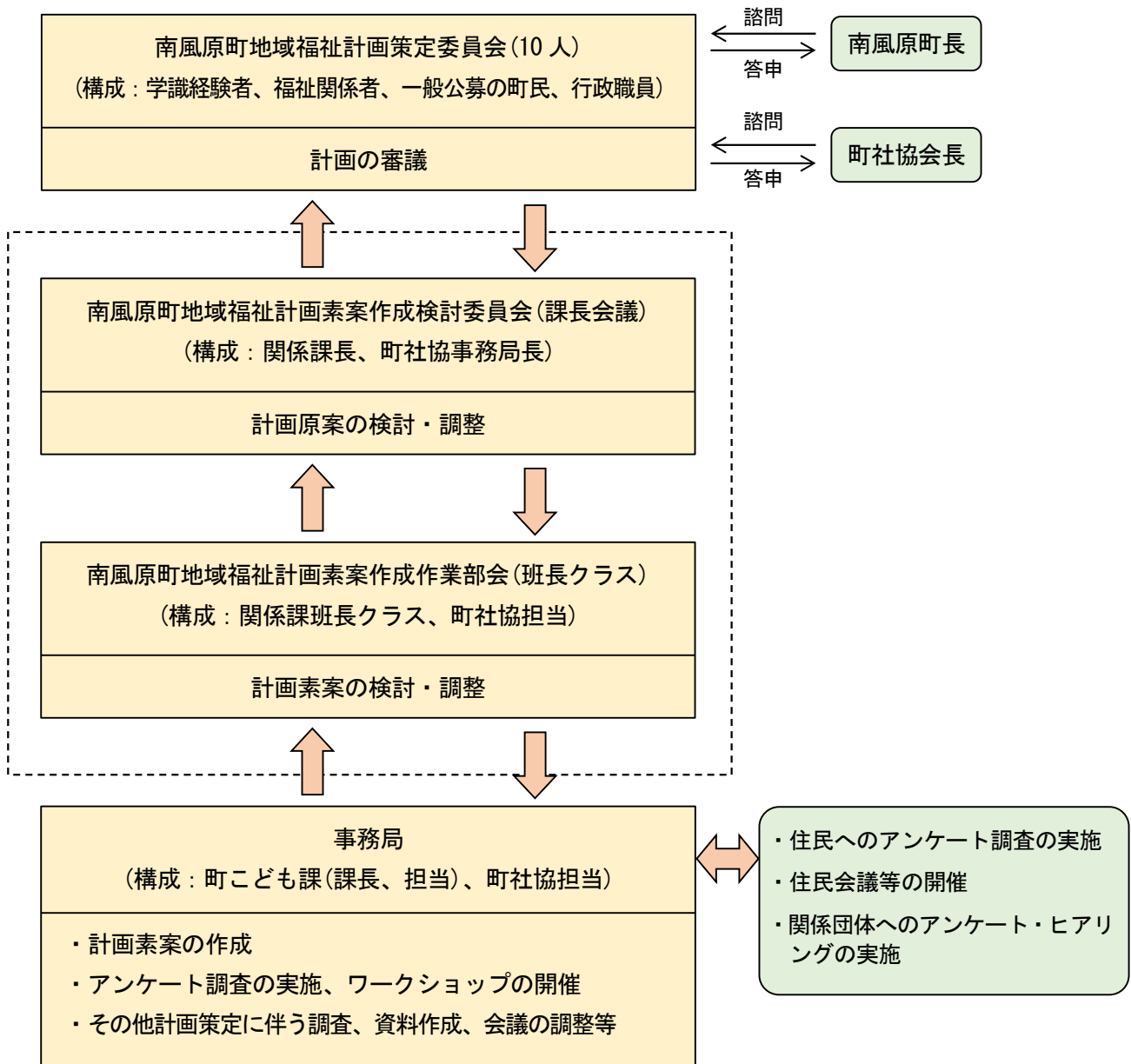
	＜町の取り組み＞	＜社協の取り組み＞
基本目標3 安全・安心な人にやさしいまちづくり		
(1) 地域における防犯対策の推進		
	<ul style="list-style-type: none"> ①防犯に関する情報提供・地域防犯の啓発 ②防犯パトロール等の充実 ③高齢者や障がい者が遭う危険性の高い犯罪への対策 ④防犯灯の整備推進 ⑤通報システムの普及推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもを守るネットワークづくり ②消費者被害への対応の充実
(2) 地域における防災対策の推進		
	<ul style="list-style-type: none"> ①防災意識の普及啓発 ②自主防災組織の結成や強化の推進 ③避難行動要支援者の支援体制の構築 ④緊急情報伝達手段の充実 ⑤福祉避難所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ①災害ボランティアセンター機能の充実 ②実践的な防災訓練の実施 ③災害時対応マニュアルの充実 ④日頃からの見守りネットワーク体制づくりの推進 ⑤避難行動要支援者の把握と個別計画作成の支援
(3) 移動・交通環境の充実		
	<ul style="list-style-type: none"> ①移動支援の推進 ②地域共助による移動手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者外出支援サービス事業の充実 ②地域共助による移動手段の確保

(7) 策定までの大まかな流れ



(8) 策定体制

地域福祉計画策定のための組織体制図



■ 町民意識調査の実施

(1) 調査の目的

○計画を策定するに当たり、町民の地域福祉に関する意識や地域活動等への参加状況、地域福祉推進における課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として町民意識調査を実施しました。

(2) 調査の実施方法

①調査の対象者

- ・本調査の対象者は、町内在住の20歳以上とし、町の住民基本台帳より3,100人を無作為に抽出。

②調査方法

- ・郵送による配布・回収およびWebアンケート

③調査期間

- ・令和5年2月2日～令和5年2月24日

④回収率

- ・調査対象者数：3,100件 総回収数：1,165件 回収率 37.6%

うち	紙による調査の回収状況	回収数：784件	回収率 25.3%
	Webによる回収状況	回収数：381件	回収率 12.3%

⑤調査項目

- ・基本的なことについて（小学校区、性別、年齢、職業、世帯構成、住宅の種類 など）
- ・地域との関わりについて（居住年数、自治会への加入、住みごこち、近所付き合い、孤立 など）
- ・困っていることや相談について（生活の不安、相談相手 など）
- ・福祉への関心と情報について（地域の福祉情報の入手方法 など）
- ・地域福祉の推進について（地域福祉を実現していく上での問題点、学びの機会の参加の有無、参加したい内容、福祉の充実が必要なこと）
- ・福祉サービスの利用について（不都合や不満の有無、内容 など）
- ・地域福祉に関連する用語について（社会福祉協議会、民生委員・児童委員の周知状況 など）
- ・成年後見制度等について（成年後見制度、日常生活自立支援事業の認知度 など）